

地方分権改革推進会議文部科学省ヒアリング資料（抄）  
 （平成14年9月12日）

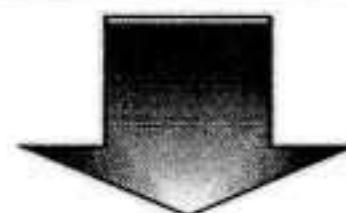
II 中間報告を受けて ~文部科学省の改革方針~

1 初等中等教育に対する国の関与の見直し（弾力化措置の実体化）

1. 中間報告（本文）の提言への対応方針

中間報告（本文）のポイント

国は、教育改革の中で学習指導要領等の一層の見直しを検討する一方で、これまで講じてきた関与の弾力化、基準の大綱化に関する施策を実体化、実効化させ、地方の声を踏まえつつ、より身近な行政現場への裁量権の移譲を引き続き推進していくべき。



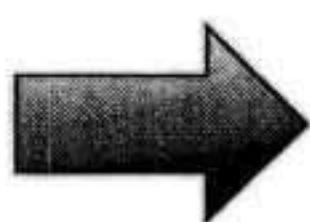
今後の対応方針

- 関与の弾力化、基準の大綱化による多様な教育の実践について幅広く紹介し、一層の創意工夫を促す。  
⇒弾力化、大綱化の実体化を推進
- 学習指導要領の在り方  
⇒不断に評価・検証し改善を図る
- 国と地方の役割分担を踏まえた裁量権の移譲  
⇒引き続き推進

2. 具体的見直し案等への対応方針

①弾力化措置の実体化

中間報告の提言内容
○ 弾力化の下での多様な教育活動の事例紹介【直ちに検討・措置すべき課題】



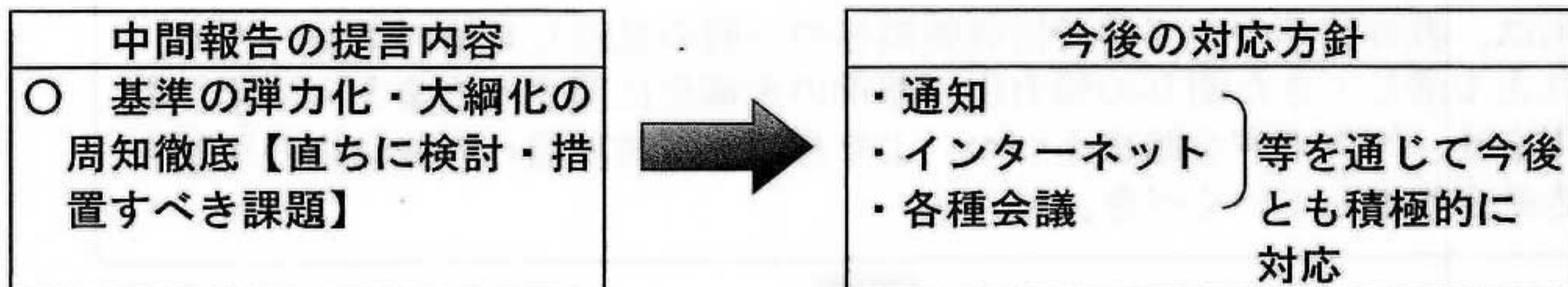
今後の対応方針
・実践事例集 ・インターネット ・フォーラム等により今後とも積極的に対応

<取組の具体例>

- ・パンフレット「新しい学習指導要領で学校は変わります」の作成  
(平成11年度～110万部)
- ・先進的な取組事例を掲載した「総合的な学習の時間」の実践事例集の作成（平成11年度、平成14年度）
- ・インターネットを通じ、特色ある授業実践事例情報等を収集・提供
- ・「子どもの夢を育む教育改革フォーラム」の開催（平成13年度～）

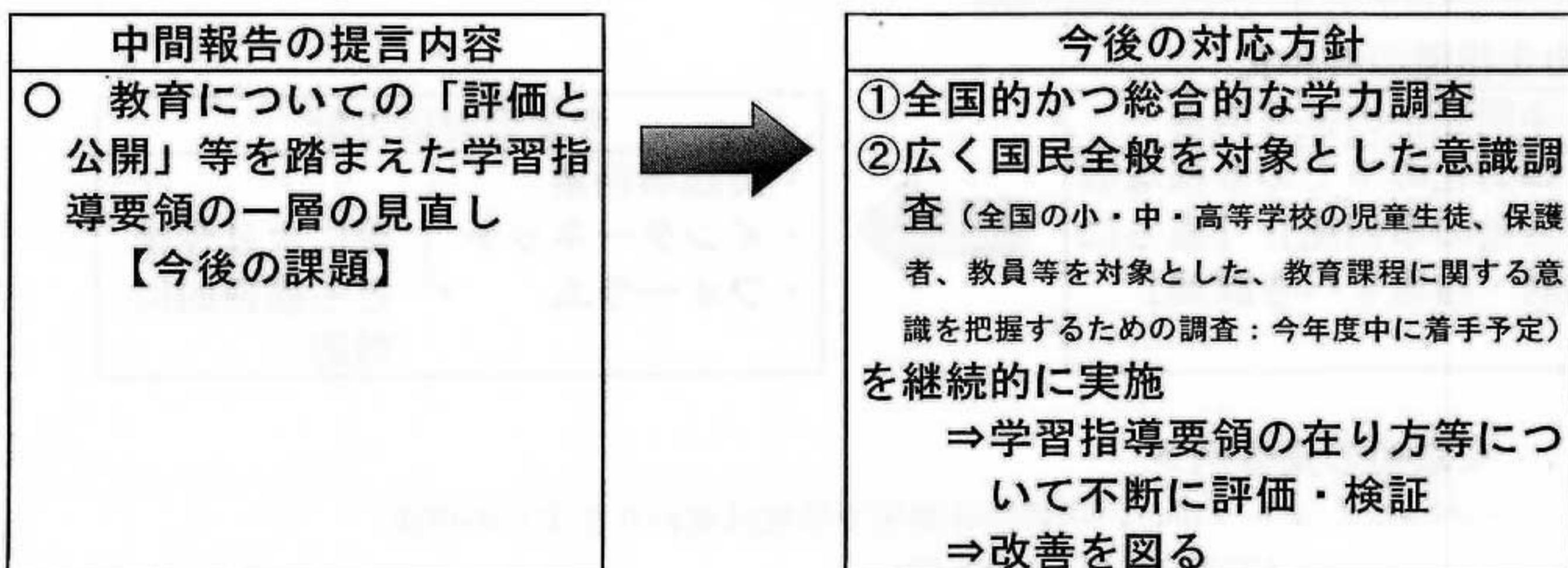
PTA 関係団体等の協力を得て、確かな学力の向上と心の教育の充実を中心とした教育改革について、文部科学大臣等が講演するフォーラムを平成13年度においては、全国6ブロックで開催（平成14年度については、全国で40回程度開催予定）。

- 各学校で発展的な学習を行う際の参考となる「個に応じた指導に関する指導資料」の作成（平成14年度）（インターネットでも提供）



#### <取組の具体例>

- 新学習指導要領の内容についての中央説明会の実施（平成11年度～）、校長会等での説明（「全国行脚」）（平成13年度～）
- 学級編成の基準の弾力化の事例の紹介
  - 会議における都道府県担当者への資料配布・説明（平成13年度～）
  - 記者への資料配布（平成13年度～）
  - 教育関係誌への掲載（平成13年度～）
- 小・中学校設置基準説明会の実施（平成14年度）
- 教育長協議会等での小・中学校設置基準の資料配布・説明（平成14年度）



#### <取組の具体例>

- 全国的かつ総合的な学力調査の実施（6ページの資料参照）
- 広く国民全般を対象とした意識調査の実施

## ②より身近な行政現場への裁量権の移譲

中間報告の提言内容	今後の対応方針
○教科書採択地区の小規模化【直ちに検討・措置すべき課題】	<p style="text-align: center;">➡ 小規模化を行う権限を有する都道府県教育委員会の取組を促す</p> <p>平成14年7月に教科用図書検定調査審議会から、「教科書制度の改善（検討のまとめ）」が報告され、採択地区については、現行制度上、市又は郡単独でも設定できることとされているのに対し、実際にはより広い区域に設定されている現状を鑑み、都道府県教育委員会に対し、市町村教育委員会の意向等を踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう見直すことを求めた。</p> <p>これを踏まえ、8月に全国の都道府県教育委員会等に対し通知を発出し指導したところであり、引き続き都道府県教育委員会の取組を促す。</p>
○政令指定都市立の高等学校の設置認可の見直し【直ちに検討・措置すべき課題】	<p style="text-align: center;">➡ 現在、届出とする方向で検討中</p> <p>政令指定都市が高等学校を設置・廃止する際に実施される認可を廃止し、届出のみでよいとする制度に改めることについて、政令指定都市教育委員会、関係道府県教育委員会など、関係各方面の意見も聞きつつ、認可を廃止し、届出のみでよいとする方向で検討中。</p>
○中核市立の幼稚園の設置認可の見直し【直ちに検討・措置すべき課題】	<p style="text-align: center;">➡ 現在、届出とする方向で検討中</p> <p>中核市が幼稚園を設置・廃止する際に実施される認可を廃止し、届出のみでよいとする制度に改めることについて、中核市教育委員会、関係道府県教育委員会など、関係各方面の意見も聞きつつ、認可を廃止し、届出のみでよいとする方向で検討中。</p>

## [参考：制度の概要]

- 初等中等教育（幼稚園から高等学校までの学校教育）においては、住民により身近な地方公共団体が主体であり、公立学校の設置運営等を実施。  
国は、教育制度の枠組みの制定、学校設置基準や学習指導要領等の基準の設定、教育条件の整備に関する支援、指導・助言・援助等を行うことにより、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上を図る役割を担っている。
- 文部科学省は、地域や各学校の裁量の範囲を広げるため、学習指導要領の大綱化・弾力化や学級編制の弾力化を行い、その趣旨の普及に取り組み、特色ある教育活動が展開されるよう促してきた。

<p>学習指導要領における教育課程基準の大綱化・弾力化</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>学習指導要領は教育内容の最低基準</u> ⇒ 独自の判断で発展的内容を加えて指導することが可能</li><li>・ <u>「総合的な学習の時間」の創設</u> ⇒ 名称・教育内容は各学校が決定</li><li>・ <u>選択学習の幅の拡大</u> ⇒ 独自の判断で多様な選択教科・科目の設定が可能 [具体例] 　　科学研究、日本文化、水産科、ボランティア科</li><li>・ <u>授業時数の弾力的運用</u> ⇒ 独自の判断で柔軟な時間割編成が可能 [具体例] 　　コンピュータの授業を一学期に集中させる 　　繰り返しが必要な英語で25分授業を毎日実施</li></ul>
---------------------------------	---

（備考）

学級編成の弾力化については、資料1-3 5ページ参照

# 教育課程実施状況調査の概要

## (1) 趣旨

現行の学習指導要領（小・中学校においては旧学習指導要領）の各教科の目標や内容の達成状況について全国的な学力調査を実施し、児童生徒の学力の現状と指導上の問題点等について調査研究し、今後の指導方法等の改善に資する（国立教育政策研究所で実施）。

## (2) 内容

<年次計画>

年 度		1 2	1 3	1 4	1 5	1 6
調査の実施	小 学 校	(問題)	作成) 	(分析)		
	中 学 校	(問題)	作成) 	(分析)		
	高等學校	(問 题)	作 成)	) ( 分		析 )

 は調査の実施

### ※実施時期

(平成13年度)

平成14年2月21日：小学校5・6年及び中学校1・2年

平成14年1月24日：中学校3年

(平成14年度)

平成14年11月12日：高等学校3年

(平成15年度)

平成15年11月(予定)：高等学校3年

### ア. 実施教科

- ・小学校 4教科(国語, 社会, 算数, 理科)
- ・中学校 5教科(国語, 社会, 数学, 理科, 外国語)
- ・高等学校 16科目(14年度実施 国語I, 数学I, 物理I B, 化学I B, 生物I B, 地学I B, 英語I) (15年度実施予定 世界史(A,B), 日本史(A,B), 地理(A,B), 現代社会, 倫理, 政治・経済)

### イ. 実施対象児童・生徒数等

(平成13年度)

- |      |         |                        |
|------|---------|------------------------|
| ・小学校 | 対象学年    | 第5, 6学年                |
|      | 対象児童数   | 各学年約110, 000人          |
|      | 対象学校数   | 約3, 600校               |
| ・中学校 | 対象学年    | 第1, 2, 3学年             |
|      | 対象生徒数   | 各学年約90, 000人           |
|      | 対象学校数   | 約2, 600校               |
| ・合 計 | 対象児童生徒数 | 約490, 000人(全児童生徒数の約8%) |
|      | 対象学校数   | 約6, 200校(全小・中学校数の約18%) |

(平成14・15年度)

- |       |       |  |
|-------|-------|--|
| ・高等学校 | 対象学年  | 第3学年   |
|       | 対象生徒数 | 必修科目については、小中同様16000人の調査対象を得ることを目指すこととし、具体的抽出方法を検討中 |
|       | 対象学級数 |  |

※各調査対象校においては、小学校2教科・中学校3教科・高等学校3科目の調査を実施する。

※質問紙調査も同時に実施する。

※現在、平成15年度に、小・中学校の現行学習指導要領についての学力調査を実施するための予算を要求している。

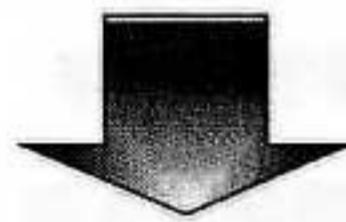
## II-2 義務教育に関する国と地方の経費負担の在り方の見直し

### (1) 義務教育に関する国と地方の経費負担の在り方の見直し

#### 1. 中間報告（本文）の提言への対応方針

##### 中間報告（本文）のポイント

- 合理化のみの観点ではなく、多様な教育推進の中で、地域の工夫によって例えばＩＴ専門家等の幅広い人材が活用できるような、より柔軟な制度運営を可能とする観点からも見直しを検討すべき。
- 教員給与体系の見直し作業と合わせて、現行の義務教育費国庫負担制度の見直しを検討すべき。例えば、教員の給与ではなく何らかの客観的な指標に着目した交付金制度への移行等につき、検討を進めるべき。
- 将来的には、国の関与の在り方の見直しを踏まえて、経費負担の問題にも十分留意し、義務教育費国庫負担金の一般財源化をも念頭に置きつつ検討を行っていくべき。



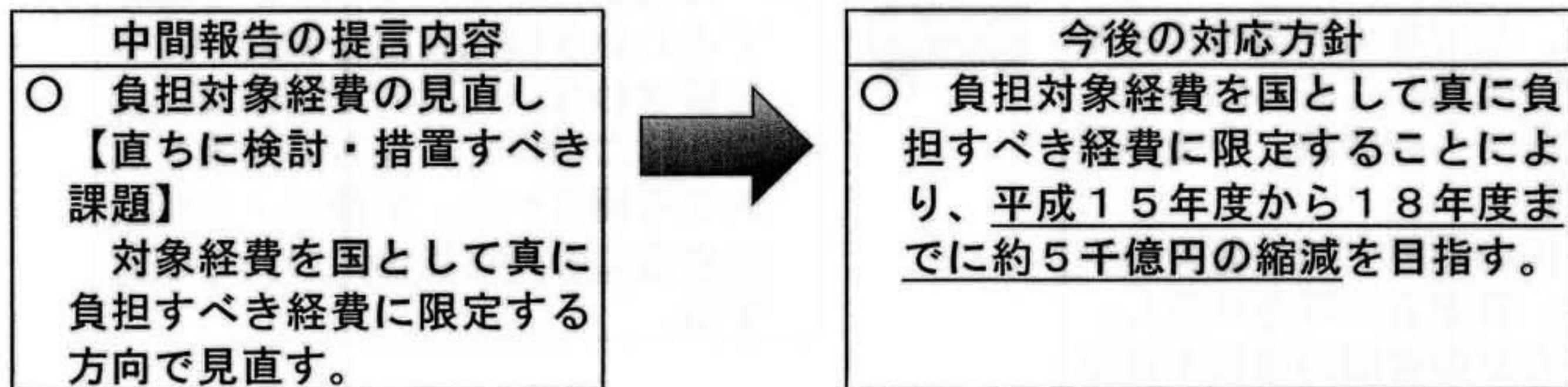
##### 今後の対応方針

- 義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請により義務教育について必要な最低限の水準を担保することを国が保障し支援するためのもの。
- 地方の権限と責任の拡大という視点から、義務教育の水準確保という制度の根幹を保持しつつ、最大限の見直しを行う。
- 見直しに当たっては、関係省庁と必要な調整を行い、地方関係団体、教育関係団体等から意見を聴取するなど関係方面と調整しつつ、実施できるものは平成15年度から速やかに実施する。

<別添資料1-2「経済財政諮問会議提出資料」参照>

## 2. 具体的見直し案等への対応方針

### ① 義務教育費国庫負担制度の見直し



#### <具体的な検討の内容>

- ・以下の経費について、国庫負担の対象外とすることを検討し、関係省庁との調整を鋭意進める。

共済費長期給付、公務災害補償基金負担金、児童手当等の経費、退職手当に係る経費

国庫負担額の上限を真に国が負担すべきものに引下げ（国庫負担限度水準 1.015 → 1.000）

計約 5,000 億円（平成15年度概算要求ベース）

- ・15年度から18年度にかけて段階的に縮減を図るよう関係各方面と調整する。
- ・国庫負担金の縮減とあわせて各県が教員給与額を自主的に決定できるようにする制度改革を行うことにより（後述）、地方行財政改革の観点からの自主的な見直しが促進されるものと見込まれる。
- ・国庫負担金の縮減に伴う財源の在り方については、今後「基本方針2002」で示された国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方に関する三位一体の検討の中で、関係各方面と調整していくことが必要と認識している。

中間報告の提言内容	今後の対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 客観的指標に基づく定額化、交付金化等国庫負担制度の見直し【直ちに検討・措置すべき課題、今後の課題】           <p>　　国の負担すべき経費の内容、算定方法等を見直し、何らかの客観的指標を基準とする交付金化等について検討する。</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義務教育についての水準を確保するという国庫負担金制度の基本を損なわない範囲内で国庫負担金の一部について、地方の裁量を拡大する観点から、<u>定額化・交付金化することの可能性について検討</u>する。</li> </ul>

中間報告の提言内容	今後の対応方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義務教育費国庫負担金の一般財源化等【将来的な課題】           <p>　　義務教育費国庫負担金の一般財源化をも念頭に置きつつ制度の在り方について検討する。</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義務教育費国庫負担制度の在り方については、現在進行中の市町村合併等の地方行財政改革の進展状況を見つつ、広く地方教育行財政制度全体の中で将来的な課題として検討する。</li> </ul>

## ② 県費負担教職員制度等の見直し

### 中間報告の提言内容

- 都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し【直ちに検討・措置すべき課題】
- 政令指定都市への学級編制の基準の設定権限の移譲【直ちに検討・措置すべき課題】

都道府県から市町村への権限移譲を進め、任命権者と給与負担者を一致させることとし、政令指定都市については教職員給与を県負担から自己負担とする方向で検討する。

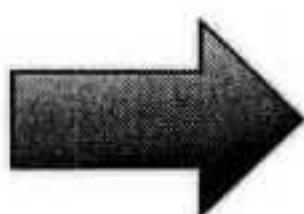
学級編制の基準の決定権限等も都道府県から政令指定都市に移譲することについても併せて検討する。



### 今後の対応方針

- 政令指定都市立小中学校等の教職員給与費を政令指定都市の自己負担とするとともに、新たに政令指定都市に学級編制・教職員定数の基準の設定についての権限を移譲する方向で検討する。
- 関係道府県及び政令指定都市の教育委員会等関係各方面の意見を聴取し、その理解を得つつ、制度化を検討する。

(中間報告には提言なし)



### 今後の対応方針

- 都道府県については、現行制度においても既に国の法令による基準を超えて、県費のみによる教職員を配置できることとされているが、市町村の権限と責任を拡大する観点から、新たに市町村費により都道府県の定める定数を超えて教職員を配置できるようにする方向で検討する。
- 都道府県及び市町村教育委員会等関係各方面の理解を得つつ、制度化を検討する。

(参考) 学級編制、教職員定数、教員給与制度、給与費負担及び任命権の関係

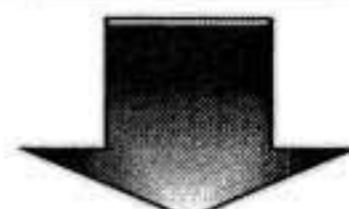
	学級編制	教職員定数	教員給与制度	給与費負担	任命権
国	学級編制の標準を法定（単式学級40人）	都道府県ごとの総数について標準を定める	一般職給与法、人事院勧告、人事院規則等により国立学校教員の給与の種類と額を設定	標準定数及び国立学校教員給与水準を限度として教職員給与費の1/2を負担	_____
都道府県	標準に基づき学級編制の基準を定める（都道府県教育委員会の判断で國の標準を下回る基準の設定可能）	国の定める数を標準として都道府県内の総数を定め、市町村別の学校の種類ごとの定数を定める 事前協議↑ 同意↑	国立学校教員の給与を基準として条例等により公立学校教員の給与の種類と額を設定	市町村立小学校等の教職員の給与費を負担	市町村立学校の教職員の任命権は、都道府県教育委員会に属する（政令指定都市の教職員の任命権は政令指定都市教育委員会に属する）↑
市町村	都道府県教育委員会の定める基準に従い学級編制を実施	市町村別定数について意見を述べる	_____	_____	教職員の任免等について内申を行う

## (2) 機動的、弾力的な教員の人事・給与体系の構築

### 1. 中間報告（本文）の提言への対応方針

#### 中間報告（本文）のポイント――

- 教育行政における地方の自由度を高める観点から、国立大学の法人化に伴う教育職地方公務員の給与体系の見直しに当たっては、より弾力的・機動的な教員人事や処遇が可能となるような給与・人事体系とすべき。
- 少子化の流れの中で、今後、必要な教員数の変動が予想されることから、一般部局との円滑な人事交流が可能となるような諸制度の見直しを進めるべき。



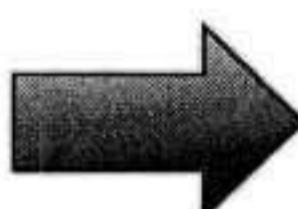
#### 今後の対応方針――

- 今後の大学法人化や公務員制度改革の動向を踏まえた給与体系の見直しの中で、公立学校教員の給与制度の大幅な見直しを行う。

### 2. 具体的見直し案等への対応方針

#### 中間報告の提言内容

- 円滑な人事交流を可能とする観点からの教員の給与体系の見直し【直ちに検討・措置すべき課題、今後の課題】



#### 今後の対応方針

- 国立大学の法人化に伴う公立学校教員の給与制度の見直しに当たっては、現在の国立学校準拠制を平成16年度に廃止し、各都道府県が自主的に決定できるよう制度改革を行う。
- さらに、公務員制度改革（能力・業績を適正に配慮し、処遇に反映）と連動した給与制度の見直しを検討する。

#### <具体的な検討の内容>

- 平成16年度……国立学校準拠制を廃止し、法律の範囲内で各県がより自主的に決定できるようにする。  
※ 平成15年度から可能なものは前倒し実施（へき地手当の支給率を法律の定める上限の範囲内で県が自主的に決定）
- 平成18年度から実施予定の公務員制度改革（能力・業績を適正に評価し、処遇に反映）と連動した給与制度の見直しについても検討する。
- これらによって、公立学校教員について、各県の自由度を高め、評価とメリハリのある処遇を基本として給与制度を改革する。

## <参考>人事交流について

教員の一般部局との人事交流は現在でも制度上可能となっている。

給料表は、職務の内容が類似の職員を対象としてそれぞれに設けられているものであるため、教員が一般部局に異動する場合は、異なる給料表をまたがる異動となることが一般的であるが、その場合は技術的な調整をした上で行うこととなる。

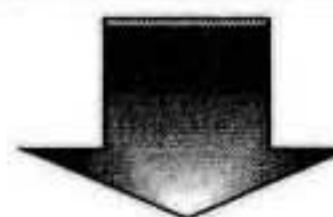
実際、全国の都道府県・市町村教育委員会や首長部局においては、人事交流の一環として、様々な分野に多くの教員出身者が配置されている。

### (3) 義務教育費国庫負担金の手続き簡素化に向けた検討

#### 1. 中間報告（本文）の提言への対応方針

##### 中間報告（本文）のポイント

- 義務教育費国庫負担金に係る事務手続きについては、これまででも交付決定回数の減少、調書の簡素化等の改善措置が講じられてきているところであるが、引き続き一層の簡素合理化のための検討を行う。
- 義務教育費国庫負担金の在り方の見直しの中で、より抜本的な手続き簡素化に向けての取組を検討する。
- 現在、国・地方を通じて電子政府、電子自治体化の検討が進められている中で、補助負担金手続きの電子化を含めた抜本的簡素化の可能性を検討する。



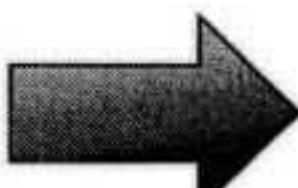
##### 今後の対応方針

- 義務教育費国庫負担金に係る事務手続きについては、今後ともその簡素合理化について検討を進める。
- 事務手続きの電子化についても併せて検討する。

#### 2. 具体的見直し案等への対応方針

##### 中間報告の提言内容

- 事務手続きの一層の簡素合理化【直ちに検討・措置すべき課題】

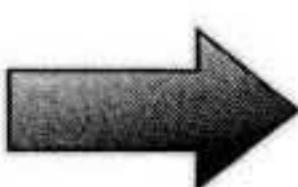


##### 今後の対応方針

- 小中学校等と養護学校の国庫負担制度を一本化し、事務を大幅に簡素化する。
- 負担金額の算定事務を簡素化する。
- これらについて、可能なものは平成15年度から実施する。

##### 提言内容

- 事務手続きの電子化【今後の課題】



##### 今後の対応方針

- 事務手続の電子化を図るため、各都道府県における給与関係のシステム環境を統一する方向で検討する。
- 平成16年度の国立学校準拠制廃止に伴う公立学校教員の給与制度改革等を踏まえたシステム環境の導入について、可能な範囲で検討する。

## <具体的な検討の内容>

- 現在、小中学校及び盲、聾学校は義務教育費国庫負担法を根拠に、養護学校は公立養護学校整備特別措置法を根拠に国庫負担を行っているため、事務が繁雑となっている。

→これらの法律を一つに統合することにより、事務の簡素化を図る。

- 国庫負担金の限度額を算定するための調書作成にあたり、算定方法の在り方を見直すことなどにより、事務の大幅なスリム化を図る。

<参考>義務教育費国庫負担金に関する都道府県の事務手続について

翌年度の当初予算に関する事務

5月 概算要求・予算編成のために、人員、給与等の実績・支給実態を調査（年間を通しての実額ではなく、特定日、特定月の実績）。



当該年度の概算交付に関する事務

4月 予算に基づき交付申請

→年間分の交付決定を受ける（ただし、この時点では把握できない退職手当等を除く）

2～3月 退職手当等の見込額等の調査

（調書を作成し、最終的な額を把握）

→最終交付決定を受ける（退職手当等）



前年度の決算に関する事務

4月 基準給料（手当を除く）の超過の把握

6～8月 決算額等調査（調書の作成）

国並みに算定した額までの2分の1の国庫負担金であることから、定数超過等の対象外経費を正確に把握

→年度末までに負担額を確定の上、概算交付額との過不足により必要に応じ精算交付、返還

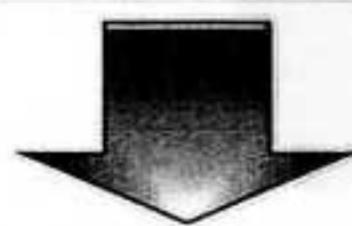
(注) 特定年度の事務の一連の流れを示したものであるが、実際は1年間にこれらの事務が同時並行で進められている。

## (4) 必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し

### 1. 中間報告（本文）の提言への対応方針

#### 中間報告（本文）のポイント

- 必置規制的なものについては全面的・経常的に見直していくべき。
- 必置規制ではなくとも、法律で国が配置基準を定め、それに従った配置であれば当該職員の経費を国庫負担する仕組みによって、事実上、地方の自由な人員配置を阻害していると認められるものについては、国の関与を見直し、地方の自由な判断が担保されるようにすべき。



#### 今後の対応方針

- 今後とも、地方分権の観点から、必要に応じ見直しを行う。

### 2. 具体的見直し案等への対応方針

#### 中間報告の提言内容

- 組織や人員に関する国との義務付けの全般的、経常的見直し【直ちに検討・措置すべき課題、今後の課題、将来的な課題】

#### 今後の対応方針

- 今後とも、地方分権の観点から、必要に応じ見直しを行う。

#### 中間報告の提言内容

- 学校栄養職員、学校事務職員に関する国との見直し【直ちに検討・措置すべき課題、今後の課題】

#### 今後の対応方針

- 学校栄養職員及び事務職員については、義務教育の水準を確保する上での基幹的職員であることから、法令で標準的な定数が定められ、教諭と同様に国庫負担の対象としている。

なお、法令の算定基準は、各都道府県に置くべき教職員の総数を算定するための基準であり、個々の学校への具体的な配置基準を示すものではない。

